

平成30年2月27日

# 第5回専門委員会における議論の補足資料

○経験年数や技能・研修実績等に応じた処遇改善の概要  
(平成29年度から実施している処遇改善) … P1～5

○処遇改善に関する参考資料 … P7～12

○子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書(平成23年度) … P13～19

○子どもの生活時間に関する調査研究[報告書概要] … P21～36

○子育て支援交付金について … P37

# 経験年数や技能・研修実績等に応じた処遇改善の概要 (平成29年度から実施している処遇改善)

	放課後児童クラブ	保育	社会的養護
事業名等	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	子どものための教育・保育給付 (処遇改善等加算Ⅱ)	児童入所施設措置費 (社会的養護処遇改善加算)
事業内容	放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を実施。	保育所等に従事する保育士等について、長く働くことができる職場を構築するため、技能・経験を積んだ職員への処遇改善を実施。	民間の児童養護施設等の職員について、夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施。
	<p>①放課後児童支援員を対象に 年額12万5千円(月額約1万円)</p> <p>②経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に 年額25万1千円(月額約2万円)</p> <p>③経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に 年額37万7千円(月額約3万円)</p> <p>※放課後児童支援員等資質向上事業に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修</p>	<p>①経験年数概ね3年以上であり、担当する職務分野(研修分野の①～⑥)の研修を修了し、修了した研修分野に係る職務別リーダーとしての発令された職務分野別リーダーを対象に 月額5千円</p> <p>②経験年数概ね7年以上であり、職務分野別リーダーを経験し、マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了し、副主任保育士としての発令がされた者を対象に 月額4万円</p> <p>③経験年数概ね7年以上であり、職務分野別リーダーを経験し、4つ以上の分野の研修を修了し、専門リーダーとしての発令がされた者を対象に 月額4万円</p> <p>※経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることが可能</p> <p>※研修に係る要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定</p> <p>※月額4万円については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保</p>	<p>①直接子どもや親への夜間を含む業務を担う児童指導員、保育士等を対象に 月額5千円</p> <p>中堅職員相当向けの研修及び業務内容に応じた研修を修了し、</p> <p>②(a)リーダー的業務を担っている家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等、(b)小規模グループケアで生活する児童の生活指導等を行う小規模グループケアリーダー等の職員として発令された者を対象に (a)月額5千円、(b)月額1万5千円 (①と合わせ月額1万円又は月額2万円)</p> <p>③2カ所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務を行うユニットリーダー等として発令された者を対象に 月額3万5千円(①と合わせ月額4万円)</p> <p>上級職員相当向けの研修又は業務内容に応じた研修を修了し、</p> <p>④ケースマネジメントとその進行管理等を行う主任児童指導員、主任保育士等として発令された者を対象に 月額5千円(①と合わせ月額1万円)</p>

	放課後児童クラブ	保育	社会的養護
実施主体	市町村 市町村が適切と認めた者に委託可	市町村	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を管理する町村
対象となる設置主体	公立、民立ともに対象	民立のみ対象 ※小規模保育等の地域型保育については公立も対象 ※公立の保育所については、一般財源化により交付税により措置	民立のみ対象
実施自治体数	213市町村 (H29年度交付申請ベース)	— (認定済みの自治体数については集計中)	— (認定済みの自治体数については集計中)

# 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。

年額37万7千円  
(月額約3万円)

事業所長(マネジメント)的  
立場にある勤続年数10年以上の  
放課後児童支援員

事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員への加算

年額25万1千円  
(月額約2万円)

育成支援の内容の向上を担うため、  
より専門性の高い研修を受講した勤  
続年数5年以上の放課後児童支援員

【研修内容の例】

- ・いじめや虐待への対応
- ・発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- ・安全指導と安全管理、危機管理
- ・遊びや製作活動、表現活動 など

経験等に応じた処遇改善

年額12万5千円  
(月額約1万円)

放課後児童支援員

基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための認定資格研修を受講したもの

【放課後児童支援員認定資格研修の主な内容】

- ・放課後児童健全育成事業の理解
  - ・子どもを理解するための基礎知識
  - ・子どもの育成支援 ・保護者・学校・地域との連携・協力
  - ・安全・安心への対応
- ※研修の実施主体: 都道府県

# 保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組みを構築



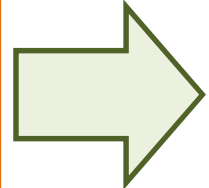
## 新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

### 【研修分野】

- ①乳児保育    ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践    ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



## 新 副主任保育士 ※ライン職

### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

## 新 専門リーダー ※スタッフ職

### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

## 新 職務分野別リーダー

### 【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
  - ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
  - ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

園長  
<平均勤続年数24年>

主任保育士  
<平均勤続年数21年>

月額4万円の処遇改善  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

月額5千円の処遇改善

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。  
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

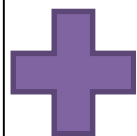
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

# 民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容の評価した処遇改善を実施。

平成27年度

平均3%  
相当の  
処遇改善



平成29年度【児童養護施設における処遇改善後のイメージ】

2%\*の  
処遇改善

\*里親手  
当は定額  
での改善



支援部門を統括する業務  
内容を評価した処遇改善

職務分野別のリー  
ダー的業務内容を  
評価した処遇改善

施設長

基幹的職員

主任児童指導員・主任保育士

(月額5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて1万円)

ユニットリーダー

(月額3万5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて4万円)

小規模グループケアリーダー等

(月額1万5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて2万円)

家庭支援専門相談員  
里親支援専門相談員 等

(月額5千円の処遇改善)  
(☆と合わせて1万円)

児童指導員・保育士

☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

※ 施設長及び基幹的職員を除く

(月額5千円の処遇改善)

一定の研修を受講





# 【 処遇改善に関する参考資料】

# 平成29年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

NO	都道府県	実施市区町村数	市区町村						
1	北海道	5	札幌市	旭川市	苫小牧市	名寄市	八雲町		
2	青森県	1	五所川原市						
3	岩手県	8	盛岡市	大船渡市	花巻市	北上市	陸前高田市	奥州市	滝沢市
			大槌町						
4	宮城県	1	登米市						
5	秋田県	9	大館市	湯沢市	鹿角市	潟上市	大仙市	にかほ市	仙北市
			三種町	五城目町					
6	山形県	10	山形市	鶴岡市	酒田市	寒河江市	天童市	東根市	南陽市
			三川町	庄内町	遊佐町				
7	福島県	5	福島市	いわき市	中島村	三春町	飯舘村		
8	茨城県	9	石岡市	常総市	北茨城市	ひたちなか市	潮来市	城里町	東海村
			八千代町	境町					
9	栃木県	2	那須烏山市	芳賀町					
10	群馬県	10	前橋市	伊勢崎市	館林市	渋川市	富岡市	安中市	下仁田町
			中之条町	千代田町	邑楽町				
11	埼玉県	12	熊谷市	加須市	本庄市	志木市	和光市	幸手市	滑川町
			川島町	ときがわ町	美里町	上里町	寄居町		
12	千葉県	6	千葉市	流山市	八千代市	浦安市	いすみ市	東庄町	
13	東京都	2	板橋区	青梅市					
14	神奈川県	5	横浜市	川崎市	横須賀市	座間市	開成町		
15	新潟県	2	新潟市	魚沼市					
16	富山県	1	小矢部市						
17	石川県	5	輪島市	加賀市	羽咋市	白山市	野々市市		
18	福井県	1	坂井市						
19	山梨県	3	中央市	身延町	昭和町				
20	長野県	1	松本市						
21	岐阜県	6	大垣市	高山市	多治見市	中津川市	瑞浪市	恵那市	
22	静岡県	4	伊東市	島田市	御殿場市	袋井市			

平成29年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

NO	都道府県	実施市区町村数	市区町村						
23	愛知県	10	名古屋市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市
			大府市	知立市	あま市				
24	三重県	3	津市	熊野市	御浜町				
25	滋賀県	6	野洲市	湖南市	東近江市	米原市	日野町	竜王町	
26	京都府	5	京都市	城陽市	向日市	長岡京市	木津川市		
27	大阪府	4	大阪市	八尾市	摂津市	島本町			
28	兵庫県	5	神戸市	尼崎市	西宮市	加古川市	三木市		
29	奈良県	1	生駒市						
30	和歌山県	5	田辺市	かつらぎ町	湯浅町	有田川町	上富田町		
31	鳥取県	0							
32	島根県	2	出雲市	大田市					
33	岡山県	4	井原市	瀬戸内市	赤磐市	美作市			
34	広島県	0							
35	山口県	0							
36	徳島県	2	小松島市						
37	香川県	1	高松市						
38	愛媛県	0							
39	高知県	3	南国市	須崎市	いの町				
40	福岡県	4	北九州市	うきは市	嘉麻市	みやこ町			
41	佐賀県	2	小城市	嬉野市					
42	長崎県	8	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	西海市	長与町	時津町
			東彼杵町						
43	熊本県	9	八代市	水俣市	菊池市	阿蘇市	合志市	嘉島町	多良木町
			湯前町	あさぎり町					
44	大分県	3	別府市	中津市	豊後高田市				
45	宮崎県	6	宮崎市	都城市	延岡市	串間市	綾町	都農町	
46	鹿児島県	16	枕崎市	出水市	指宿市	垂水市	曾於市	南さつま市	奄美市
			南九州市	始良市	長島町	肝付町	龍郷町	喜界町	徳之島町
			和泊町	知名町					
47	沖縄県	6	宜野湾市	名護市	うるま市	南城市	今帰仁村	与那原町	
合計		213							

# 放課後児童支援員等処遇改善等事業の概要

## 趣旨

放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

※ 支援の単位ごとに、以下の1又は2のいずれかの補助を受けることが可能。

## 1 非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業

### 補助要件

- (1) 平日は、18時30分を超えて開所していること
- (2) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置(常勤、非常勤は問わない)
- (3) 平成25年度の賃金に対する改善を行っていること

### 【補助の内容】

上記(2)の職員の賃金改善経費として、

1支援の単位当たり年額1,575千円(平成30年度予算案)(負担割合:国、県、市各1/3ずつ)を補助

※ 1,575千円を何人の職員で分けてもよい。

## 2 常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業

### 補助要件

- (1) 平日は、18時30分を超えて開所していること
- (2) 上記1(2)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する常勤職員を配置
- (3) 平成25年度の賃金に対する改善を行っていること

### 【補助の内容】

上記(2)の常勤職員を配置(賃金改善に必要な費用を含む)するための追加費用として、

1支援の単位当たり年額3,012千円(平成30年度予算案)(負担割合:国、県、市各1/3ずつ)を補助

※ 3,012千円を何人の職員で分けてもよい。

# 平成29年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村						
1	北海道	6	札幌市①②	函館市①	帯広市①	江別市①	鷹栖町①	名寄市②	
2	青森県	4	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①			
3	岩手県	9	盛岡市①②	大船渡市①	花巻市①②	北上市①②	久慈市①	一関市①	陸前高田市①
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②					
5	秋田県	2	能代市①	鹿角市①					
6	山形県	14	山形市①②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	寒河江市①②	村山市①	天童市①②
			東根市①②	中山町①	大石田町①②	庄内町①	新庄市②	大江町②	遊佐町②
7	福島県	3	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②				
8	茨城県	7	水戸市①	石岡市①	ひたちなか市①②	常陸大宮市①②	稲敷市①	かすみがうら市①②	東海村②
9	栃木県	8	足利市①	佐野市①	鹿沼市①	日光市①②	那須塩原市①	栃木市②	矢板市②
			野木町②						
10	群馬県	13	前橋市①	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	沼田市①	館林市①②	渋川市①
			藤岡市①	安中市①	下仁田町①	みなかみ町①	邑楽町①	桐生市②	
11	埼玉県	34	さいたま市①	熊谷市①②	秩父市①	飯能市①	加須市①②	本庄市①②	東松山市①
			鴻巣市①	深谷市①②	越谷市①	戸田市①②	和光市①	新座市①	桶川市①
			富士見市①	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①②	伊奈町①	滑川町①	小川町①
			川島町①	吉見町①	ときがわ町①②	上里町①	寄居町①	行田市②	上尾市②
			草加市②	北本市②	坂戸市②	嵐山町②	鳩山町②	宮代町②	
12	千葉県	13	市川市①	船橋市①	野田市①	成田市①	習志野市①	鎌ヶ谷市①	浦安市①
			四街道市①	白井市①	千葉市②	鴨川市②	印西市②	酒々井町②	
13	東京都	4	板橋区①②	青梅市①	調布市①	武蔵野市②			
14	神奈川県	13	相模原市①	横須賀市①	平塚市①	鎌倉市①	茅ヶ崎市①②	逗子市①	伊勢原市①
			南足柄市①	綾瀬市①	松田町①	清川村①	横浜市②	葉山町②	
15	新潟県	2	燕市①	南魚沼市①					
16	富山県	4	富山市①	高岡市①	氷見市①	舟橋村①			
17	石川県	7	金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市①	かほく市①	白山市①②	津幡町①
18	福井県	0							
19	山梨県	1	北杜市①						
20	長野県	4	須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②			
21	岐阜県	5	岐阜市①	中津川市①	瑞浪市①	恵那市①	大垣市②		
22	静岡県	4	静岡市①	伊東市①	島田市①②	焼津市①②			
23	愛知県	16	名古屋市①②	豊橋市①	岡崎市①	一宮市①	瀬戸市①	春日井市①	豊川市①
			犬山市①	東海市①	大府市①	知多市①	尾張旭市①	豊明市①	長久手市①
			美浜町①	津島市②					

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村

②...常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市町村

# 平成29年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村						
24	三重県	8	津市①② 御浜町①	四日市市①	松阪市①②	鈴鹿市①	亀山市①	熊野市①	川越町①
25	滋賀県	8	大津市① 竜王町①	栗東市①	野洲市①②	湖南市①②	高島市①	東近江市①	日野町①②
26	京都府	1	向日市①						
27	大阪府	8	堺市① 豊中市②	枚方市①	茨木市①	富田林市①	寝屋川市①	河内長野市①	熊取町①②
28	兵庫県	7	神戸市①	明石市①	西宮市①②	宝塚市①	川西市①	播磨町①	太子町①
29	奈良県	5	奈良市①	天理市①	橿原市①	御所市①	生駒市①		
30	和歌山県	8	橋本市① 有田川町②	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	御坊市②	広川町②
31	鳥取県	1	鳥取市①						
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②					
33	岡山県	4	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①			
34	広島県	0							
35	山口県	0							
36	徳島県	6	徳島市①②	小松島市①②	吉野川市①②	美馬市①	石井町①	神山町①	
37	香川県	1	高松市①②						
38	愛媛県	0							
39	高知県	1	須崎市①						
40	福岡県	4	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①			
41	佐賀県	3	嬉野市①	基山町①	小城市②				
42	長崎県	11	長崎市①② 時津町①	佐世保市① 川棚町①	諫早市① 波佐見町①	大村市① 東彼杵町②	五島市①	西海市①②	長与町①
43	熊本県	11	八代市①② 合志市①②	水俣市① 益城町①	玉名市①② 湯前町①	菊池市①② あさぎり町①	宇土市①	阿蘇市①	天草市①
44	大分県	1	由布市①						
45	宮崎県	3	都城市①②	延岡市①	串間市①				
46	鹿児島県	12	鹿屋市①② 南さつま市①②	出水市① 長島町①②	指宿市① 南大隅町①②	薩摩川内市①② 肝付町①	曾於市①② 錦江町②	霧島市①	いちき串木野市①
47	沖縄県	17	宜野湾市① 宮古島市①② 西原町①②	浦添市① 南城市① 南風原町①②	名護市① 国頭村① 八重瀬町①	糸満市①② 大宜味村①	沖縄市①② 今帰仁村①②	豊見城市① 金武町①	うるま市① 北谷町①②
合計		297	①の合計	192	②の合計	38	①②の合計	67	

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村

②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

子ども・子育て新システムの実現に向けた  
タイムスタディ調査

報告書

平成23年度

みずほ情報総研株式会社

図表 3-106 児童規模別の業務小分類別・児童1人当たりケア時間  
(放課後児童クラブ、基準保育時間帯 15:00-17:00)

<【A】午前から勤務・概ね 30~40 人規模>

業務小分類コード	業務小分類	児童1人当たりケア時間
123	室外での遊び	2.3
132	挨拶・日常会話	1.9
323	おやつ(食間食等)	1.8
938	職員の行動	1.1
128	学習・宿題等の支援	0.8
312	調理	0.5
136	子どもの行動への指導・関係構築支援	0.5
921	会議・打合せ・報告・連絡	0.4
111	登園(所)時の受け入れ	0.4
121	室内遊び	0.3
935	環境整備	0.3
131	愛着・スキンシップ	0.3
126	クラス活動・グループ活動・係活動・当番活動・子ども同士の話し合い・集会	0.3
261	施設内移動時の誘導・見守り・介助	0.2
112	降園(所)時の送り出し	0.2

<【B】午前から勤務・概ね 60~70 人規模>

業務小分類コード	業務小分類	児童1人当たりケア時間
323	おやつ(食間食等)	2.0
132	挨拶・日常会話	1.7
123	室外での遊び	1.3
938	職員の行動	1.0
122	表現活動・制作・鑑賞	0.8
136	子どもの行動への指導・関係構築支援	0.6
121	室内遊び	0.5
261	施設内移動時の誘導・見守り・介助	0.5
128	学習・宿題等の支援	0.4
126	クラス活動・グループ活動・係活動・当番活動・子ども同士の話し合い・集会	0.4
272	掃除	0.4
921	会議・打合せ・報告・連絡	0.4
131	愛着・スキンシップ	0.3
135	訴えの把握・心理的支援	0.3
922	記録・書類作成	0.3

注) 各集計区分において、業務小分類別の児童1人当たりケア時間の上位 15 を示した。

<【C】午後から勤務・概ね 30~40 人規模>

業務小分類コード	業務小分類	児童1人当たりケア時間
323	おやつ(食間食等)	1.9
123	室外での遊び	1.7
132	挨拶・日常会話	1.6
136	子どもの行動への指導・関係構築支援	0.5
938	職員の行動	0.5
128	学習・宿題等の支援	0.5
121	室内遊び	0.4
111	登園(所)時の受け入れ	0.4
922	記録・書類作成	0.3
921	会議・打合せ・報告・連絡	0.2
261	施設内移動時の誘導・見守り・介助	0.2
131	愛着・スキンシップ	0.2
126	クラス活動・グループ活動・係活動・当番活動・子ども同士の話し合い・集会	0.2
135	訴えの把握・心理的支援	0.2
122	表現活動・制作・鑑賞	0.2

<【D】午後から勤務・概ね 60~70 人規模>

業務小分類コード	業務小分類	児童1人当たりケア時間
132	挨拶・日常会話	2.2
123	室外での遊び	2.1
122	表現活動・制作・鑑賞	1.8
323	おやつ(食間食等)	1.5
111	登園(所)時の受け入れ	1.0
938	職員の行動	1.0
126	クラス活動・グループ活動・係活動・当番活動・子ども同士の話し合い・集会	0.7
136	子どもの行動への指導・関係構築支援	0.5
935	環境整備	0.5
324	水分補給等	0.5
112	降園(所)時の送り出し	0.4
135	訴えの把握・心理的支援	0.3
221	手洗い・洗面	0.2
261	施設内移動時の誘導・見守り・介助	0.2
921	会議・打合せ・報告・連絡	0.2

注) 各集計区分において、業務小分類別の児童1人当たりケア時間の上位 15 を示した。



## 4. 放課後児童クラブにおける業務・ケア状況について

### (1) 勤務形態による業務・ケア状況の違いについて

第3章の「2. 職員側からの集計結果」において、放課後児童クラブの勤務形態別に業務・ケア状況の比較を行った。ここでは、常勤的な勤務の状況（概ね週5日勤務）にある職員を集計対象とした上で、勤務形態について「午前から約8時間勤務」または「午後から約5時間勤務」という2区分に分けた集計を行った。

その結果、担任職員1人当たりケア時間（調査日1日の全てのケアを対象とした）の実時間としては、どちらの勤務形態についても児童に対する直接ケアが主となる大分類1～5については類似した水準のケア時間を示していた。一方、勤務形態が「午前から約8時間勤務」の場合は、児童が在所しない午前中から勤務が開始することから、「大分類9 子ども・家族に直接関わらない業務」の時間が大幅に長くなっており、「午前から約8時間勤務」では294分、「午後から約5時間勤務」では121分と大きな差がみられた。大分類9について具体的な業務小分類の内容をみると、「午前から約8時間勤務」において目立ってケア時間が長かった項目として、「職員の行動」、「会議・打合せ・報告・連絡」、「記録・書類作成」、「勤務関連」、「通常の保育・教育活動に関わる計画・準備・報告等」が挙げられた。

### (2) 児童規模による業務・ケア状況の違いについて

第3章の「3. 追加的な分析に関する集計結果」において、放課後児童クラブの児童規模（「概ね30～40人規模」・「概ね60～70人規模」）の違いについて業務内容やケア状況に関する比較を行った結果、1対1ケア時間が占める割合については、児童規模が「概ね30～40人規模」のクラブの方が、「概ね60～70人規模」のクラブよりも1対1ケア時間の割合がやや高い結果となった。一方、業務分類別のケア時間についての比較では、児童規模の違いによる目立った業務内容構成の違いは観察されなかった。

### (3) 放課後児童クラブのケアの特徴について

放課後児童クラブのケアに関する特徴としては、1対1でのケアの割合が比較的高いことが指摘される。これに関連して就学前児童の状況を見ると、保育所・認定こども園ともに、年長になるにつれて集団的な保育の時間が増えることにより、全ケア時間に占める1対1ケアの割合は低下していく結果が観察された。具体的には、保育所では0歳児クラスの場合、およそ5割が1対1ケアとなるが、1歳児～3歳児クラスでは3割程度となり、4歳児～5歳児クラスでは20%台前半にまで低下する結果となった。また、認定こども園についても3歳児、4歳児クラスは上記と同様であり、5歳児クラスでは1割台前半にまで低下していた。一方、放課後児童クラブでは、1年生～3年生は3割強が1対1ケアであり、4～6年生でも20%台後半の割合となっていた。

### (13) 放課後児童クラブの児童1人あたりケア時間(業務大中分類)

放課後児童クラブにおける児童1人あたりケア時間を学年別・登録児童数規模別・職員勤務形態別、業務大中分類別に集計した。職員勤務形態別の午前から勤務とは、1日タイムスタディ調査において職員が午前から勤務する形態の施設でのケア時間を集計したものである。午後から勤務は、1日タイムスタディ調査において職員が午後から勤務する形態の施設でのケア時間を集計したものである。

児童1人当たりケア時間

■業務大・中分類別

単位：分/人日

業務大・中分類	学年別																			
	小学1年生				小学2年生				小学3年生				小学4-6年生				全体			
	登録児童数 30-40人		登録児童数 60-70人		登録児童数 30-40人		登録児童数 60-70人		登録児童数 30-40人		登録児童数 60-70人		登録児童数 30-40人		登録児童数 60-70人		登録児童数 30-40人		登録児童数 60-70人	
	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務	午前 から 勤務	午後 から 勤務
n=31	n=26	n=55	n=25	n=31	n=23	n=61	n=13	n=26	n=28	n=29	n=7	n=37	n=8	n=20	-	n=125	n=85	n=165	n=45	
全体	50	40	34	27	45	29	29	28	42	30	39	28	38	34	33	0	43	33	33	28
直接ケア(1-4)	27	29	17	17	24	17	13	18	20	19	19	18	17	19	15	0	22	22	16	18
直接ケアその他(5-8)	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	2	3	0	2	1	2	1
間接ケア・記録書類作成作業等(9-1,9-2)	11	4	7	2	9	5	7	2	9	4	10	2	9	6	7	0	10	4	7	2
間接ケア・施設運営作業等(9-3)	10	6	7	7	10	7	7	7	11	6	9	7	10	7	9	0	10	6	8	7
1 保育・教育活動	19	21	12	13	18	12	9	14	15	13	13	14	11	15	9	0	16	15	11	14
1-1 登降園(所)	2	2	1	3	1	2	1	3	2	1	2	3	1	2	1	-	2	2	1	3
1-2 保育・教育活動の実施	11	12	7	7	11	6	4	6	8	6	7	6	7	5	3	-	9	8	5	7
1-3 発達支援・関係構築・調整	6	7	4	4	6	4	3	5	5	5	5	5	3	8	5	-	5	6	4	4
2 生活面の援助	2	4	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	0	1	2	1	1
2-1 午睡・睡眠・体を休める時間	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	-	-	0	-	-	-	0	0	0	-
2-2 清潔・洗面・整容	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	-	0	-	0	0	0	1
2-3 着替え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
2-4 沐浴・シャワー浴・入浴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-5 排泄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
2-6 移動の見守り・介助	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	-	0	1	0	0
2-7 環境整備(保育時間中に行うものに限る)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	-	0	1	0	0
2-8 その他	0	0	0	-	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	-
3 食事・栄養	5	4	3	3	5	3	3	3	4	4	4	3	5	3	4	0	5	3	4	3
3-1 調理・栄養管理	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	2	-	1	-	1	0	1	0
3-2 ミルク・食事・おやつ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	4	3	3	-	3	3	3	3
4 健康・保健・緊急時対応	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
4-1 健康管理・保健医療的対応	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
4-2 緊急時対応	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0
5 行事・保育参加・地域交流の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5-1 行事・保育参加	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	-	0	-	0	0	0	-
5-2 施設外機関との交流保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-3 地域の子育て拠点としての機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 入園(所)・退園(所)支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6-1 入園(所)支援	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
6-2 退園(所)支援	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	0
7 保護者等への対応・支援	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	1	1	1	1
7-1 保護者との連絡・相談	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	-	1	1	1	1
7-2 保護者への情報提供	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
7-3 苦情・クレーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-4 送迎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 施設外資源との連絡調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
8-1 地域の他機関との連絡・連携	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	-	0	0	0	0
8-2 外部支援者等との連絡・連携	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
9 子ども・家族に直接関わらない業務	21	10	14	9	19	11	14	9	20	10	19	9	19	13	15	0	20	11	15	9
9-1 保育・教育活動の計画・準備・報告等	2	2	3	1	2	3	3	1	2	2	4	1	2	4	3	-	2	2	3	1
9-2 子ども・家族に関すること	9	2	4	1	7	2	4	1	7	2	6	1	7	2	4	-	7	2	4	1
9-3 職員自身又は施設全般に関すること	10	6	7	7	10	7	7	7	11	6	9	7	10	7	9	-	10	6	8	7

業務分類コード表

大分類	中分類	小分類	細分類	コード		
6	3 地域の子育て拠点としての機能	1 子育て家庭への施設機能の開放、交流機会の創出	子育て支援（事業）の計画・準備	5311		
			子育て支援（事業）利用者との連絡・相談対応	5312		
			施設及び設備の開放の実施 体験保育の実施、交流機会の実施	5313 5314		
		2 地域の子育て家庭等への相談対応と援助	電話相談対応	5321		
			個別面談対応（お茶の準備、連れてきた子どもの援助等を含む） 相談・援助内容に関する記録の作成（対応時の記録に限る）	5322 5323		
			3 一時保育への支援	一時保育の受付、準備・受け入れ、受け入れ時の保護者との連絡・調整 一時保育の実施、一時保育に伴う事務 一時保育後の保護者への報告	5331 5332 5333	
	6 入園（所）・退園（所）支援	1 入園（所）支援	1 入園（所）保護者への支援	入園予定保護者との連絡・情報提供（電話・手紙等）・相談対応（電話・来園） 入園オリエンテーション・入園手続きの支援・園内案内 ロッカー・備品の準備（掃除、名札付けを含む） 入園時の物品等準備の指導・援助	6111 6112 6113 6114 6121	
			2 慣らし保育への支援	慣らし保育の計画・準備 慣らし保育に関する保護者との連絡・相談対応、慣らし保育の結果の報告	6122 6211	
			2 退園（所）支援	1 退園（所）保護者への支援	退園保護者への連絡・情報提供（電話・手紙等）、退園保護者からの連絡・相談対応（電話）、退園保護者の来園・面談・相談対応 退園手続きの支援 ロッカー・備品の片付け（掃除、名札外しを含む） 退園時の物品等整理の指導・援助 入園（転園）・入所（転所）先への保育の引き継ぎ、就学先への連絡、指導要録の送付	6212 6213 6214 6215
		7 保護者等への対応・支援	1 保護者との連絡・相談	1 電話・メール連絡対応	保護者と電話・メール連絡をする 電話・メール連絡の内容を他の職員に取り次ぐ 電話・メール連絡に関する記録をつける	7111 7112 7113
				2 連絡帳	連絡帳の受取、連絡帳の返却	7121
				3 登降園（所）時のコミュニケーション	挨拶・声かけ、会話・伝達、子どもの健康状態に関する保護者からの聞き取り、書類・子どもの制作物等の授受・説明、保護者からの相談への対応	7131
4 個別面談・自宅訪問	個別面談・自宅訪問の計画・打ち合わせ （施設での）個別面談の実施 自宅訪問の実施 面談・相談等内容の記録・報告			7141 7142 7143 7144		
2 保護者への情報提供	1 情報掲示		日常的な連絡・報告のためのボード・掲示板等への記入作業 ポスター等の情報掲示物の企画、ポスター等の情報掲示物の作成・掲示作業、ホームページの制作・更新	7211 7212		
	2 お便り等配布物		お便り等の企画、お便り等の作成、配布物の印刷・配布作業	7221		
	3 保護者会		保護者会の計画・打ち合わせ 保護者会の実施 保護者会内容の記録・報告	7231 7232 7233		
3 苦情・クレーム	1 保護者からの苦情・クレーム		保護者との電話連絡 保護者の来園対応 保護者の自宅訪問	7311 7312 7313		
	2 保護者以外からの苦情・クレーム		電話連絡、来園対応、自宅訪問	7321		
4 送迎	1 他施設・自宅等との間の送迎		送迎の開始 送迎の終了 送迎中の車の運転	7411 7412 7413		
	8 施設外資源との連絡調整		1 地域他機関との連絡・連携	1 行政所管課	行政所管課との連絡・報告 行政所管課の来所対応、巡回指導・調査等への対応 行政所管課への訪問	8111 8112 8113
2 他の保育所・幼稚園・認定こども園				他の保育所・幼稚園・認定こども園との連絡・情報交換 他の保育所・幼稚園・認定こども園の来所対応 他の保育所・幼稚園・認定こども園への訪問	8121 8122 8123	
3 地域子育て支援センター				地域子育て支援センターとの連絡・情報交換 地域子育て支援センターの来所対応、子育て支援活動への協力 地域子育て支援センターへの訪問	8131 8132 8133	
4 学校				学校との連絡・情報交換 学校の来所対応（学校職員の保育参観への対応を含む） 学校への訪問、職員の授業参観 入学式・卒業式等の学校行事への職員の参加	8141 8142 8143 8144	
5 他の放課後児童クラブ				他の放課後児童クラブとの連絡・情報交換 他の放課後児童クラブの来所対応 他の放課後児童クラブへの訪問 他の放課後児童クラブ行事への職員の参加	8151 8152 8153 8154	
6 児童館				児童館との連絡・情報交換 児童館の来所対応 児童館への訪問 児童館行事への職員の参加	8161 8162 8163 8164	
7 医療機関				医療機関（嘱託医）との連絡・情報交換 医療機関（嘱託医）の来所対応 医療機関（嘱託医）への訪問	8171 8172 8173	
8 児童相談所				児童相談所との連絡・情報交換 児童相談所の来所対応 児童相談所への訪問	8181 8182 8183	
9 その他の機関		その他の機関との連絡・情報交換、来所対応、訪問		8191		
2 外部支援者等との連絡・連携		1 ボランティア	ボランティアとの連絡・情報交換、面談、打ち合わせ、来所対応、指導	8211		
		2 その他の外部支援者	その他の外部支援者との連絡・情報交換、面談、打ち合わせ、来所対応、指導	8221		
9 子ども・家族に直接関与しない業務		1 保育・教育活動の計画・準備・報告等	1 通常の保育・教育活動に関わる計画・準備・報告等	保育・教育内容に関する計画づくりのための検討・会議・打合せ 必要な玩具・遊具・ツール・教材等の制作・準備 設備や物品の配膳・調整・飾りつけ・撤去・片付け・整理整頓 子どもの制作物の整理、作品集・アルバム等の作成、写真の撮影・整理 保護者等への広報物・報告の便り等の作成 報告・反省・振り返りのための会議・打合せ	9111 9112 9113 9114 9115 9116	

大分類	中分類	小分類	細分類	コード		
2	子ども・家族に関すること	1行事・保育参加に関わる計画・準備・報告等	行事(施設内・施設外)・保育参加の計画づくりのための検討・会議・打合せ	9121		
			必要な玩具・遊具・ツール・教材等の制作・準備	9122		
			設備や物品の配置・調整・飾りつけ・撤去・片付け・整理整頓	9123		
			子どもの制作物の整理・作品集・アルバム等の作成、写真の撮影・整理	9124		
			保護者等への広報物・報告の便り等の作成	9125		
			報告・反省・振り返りのための会議・打合せ	9126		
		3地域交流に関わる計画・準備・報告等	地域交流(他機関との交流保育・子育て家庭への施設機能の開放・体験保育・交流機会の創出・預かり保育等)の計画づくりのための検討・会議・打合せ	9131		
			必要な玩具・遊具・ツール・教材等の制作・準備	9132		
			設備や物品の配置・調整・飾りつけ・撤去・片付け・整理整頓	9133		
			子どもの制作物の整理・作品集・アルバム等の作成、写真の撮影・整理	9134		
			保護者等への広報物・報告の便り等の作成	9135		
			報告・反省・振り返りのための会議・打合せ	9136		
		2	子ども・家族に関すること	1会議・打合せ・報告・連絡	保育課程・指導計画に関する会議・打ち合わせ	9211
					個別の子どものケア・保護者対応に係る会議(資料作成を含む)、保育・教育の記録に基づく報告・反省	9212
				2記録・書類作成	子どもに関する職員間の連絡・引き継ぎ・報告・情報共有	9213
					施設外での会議・カンファレンスに係る準備・参加・記録作成・報告	9214
					保育課程・指導計画の書類作成	9221
					個別の子どもに係る保育・教育の記録・日誌・書類の作成、児童要録の作成・管理	9222
					連絡帳の内容確認・記入	9223
					保護者に対するその他の配布物・書類の作成	9224
					勤務表、日課表、業務日誌などの作成、スケジュールの確認	9311
					職員会議(子どもへのケア以外の会議)	9312
					その他管理業務など	9313
					3	職員自身又は施設全般に関すること
		職員会議(子どもへのケア以外の会議)	9312			
		2施設運営	その他管理業務など	9313		
			施設運営に関する会議、資料作成等	9321		
			監査に係る対応、第三者評価に係る対応、その他の外部評価に係る対応、施設の自己評価の企画・実施	9322		
			施設の庶務業務	9323		
			会計事務、会計処理業務、領収書の管理、金銭管理	9324		
			設備・機器関係業者等への連絡・調整	9325		
			広報資料の企画・作成、資料配布・訪問等による広報活動の実施	9326		
			施設見学者・来客者等への対応	9327		
			その他施設運営に係る対応等	9328		
			3設備管理・安全管理	安全点検活動の実施、記録・報告、設備等の保守・管理、施錠・開錠	9331	
		4衛生管理	設備の修理・修繕の実施	9332		
設備の修理・修繕の業者依頼	9333					
業者による設備の修理・修繕への立会い	9334					
遊離訓練計画の作成、職員の役割分担の確認、遊離訓練の実施	9335					
玩具・備品・設備に係る消毒剤や消毒液などを用いたの消毒(トイレ・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口・沐浴槽など)	9341					
給食室の衛生管理(床やシンクの消毒等)、衛生管理のための点検・記録・報告	9342					
食器類・調理器具・調乳器具の消毒	9343					
白衣・三角巾・マスク・手袋等の着脱	9344					
白衣・三角巾・手袋・布巾等の洗濯・消毒	9345					
屋外設備の消毒、樹木・雑草の消毒、害虫の駆除・消毒、プール槽の消毒・点検、水の管理	9346					
消毒液の設置・交換	9347					
5環境整備	備品・消耗品などの在庫確認・管理・注文・処分	9351				
屋内(保育室・教室、職員室、トイレ、浴室、廊下、階段、玄関等)の清掃・ごみ捨て	9352					
屋外(園庭・校庭、体育館、プール、施設周辺)の清掃・ごみ捨て	9353					
動物の世話・飼育施設の掃除、樹木の剪定、芝刈り・草むしり、花壇の整備・水遣り	9354					
洗濯の実施(手洗い、洗濯機の操作)、洗濯物を集める、洗濯物・布巾を干す・取り込む・たたむ・整理する、アイロンがけの実施	9355					
窓の開閉、保育室の換気、温度・湿度調節、カーテンの開閉、採光など調整、ライトや機器のオン・オフ	9356					
衣服・日用品の整理・入れ替え、不要物品の整理、ロッカー・タンス等の整理・整頓、冷蔵庫の整理・管理等	9357					
個人の持ち物や設備等への名前付け(日用品、衣服、ロッカーなど)	9358					
6研修・指導	施設内での職員研修への参加	9361				
施設外での職員研修への参加	9362					
研修に関する準備、終了後の記録・報告の作成	9363					
文献等の調べもの・研究、自己研鑽	9364					
実習生の受け入れ指導	9365					
施設内の職員への指導・助言・相談	9366					
仕事の成果に対する評価・自己評価・フィードバック	9367					
7宿直	待機	9371				
仮眠・睡眠	9372					
8職員の行動	職員の移動	9381				
業務に際しての職員の着替え	9382					
職員の手洗い・うがいの実施	9383					
職員の健康診断受診、予防接種	9384					
食事・休憩(職員自身の食事、休憩、トイレ、喫煙等)	9385					
私用(電話、外出、職員同士の私的会話・連絡事項、職員同士の挨拶等)	9386					



子どもの生活時間に関する調査研究

[報告書概要]

主任研究者：松村祥子

放送大学教授

平成26年3月

一般財団法人 こども未来財団

# 子どもの生活時間に関する調査研究

主任研究者：松村 祥子（放送大学教授）

分担研究者：野中 賢治（財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長）

柳澤 邦夫（上三川町立北小学校 学校長）

研究協力者：渡部博昭（財団法人児童健全育成推進財団総務部長）

## I. 研究目的

本調査研究では、小学1年～6年生を対象とするアンケート調査により、余暇、学習、食事、睡眠、団らん、習い事等に関する生活時間の使い方及びこれらの生活時間を一緒に過ごした人を把握・分析することで、子どもの生活時間（特に放課後の時間、家庭での時間等）の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

## II. 研究方法と調査研究における倫理面への配慮

### 1、研究方法

地域特性の異なる3小学校（首都圏大都市、関東小都市、東北小都市）において、児童と保護者宛てに生活時間調査票を配布し、3日間（平日2日と土曜日1日）の24時間の時間の使い方を記入してもらい、回収・集計・分析した。実施にあたっては、子どもの生活環境の異なる対象校を選定した。対象校の全児童（1～6年）を調査対象として正確なデータ入手を図るために対象校の教員及び保護者会に協力を依頼した。

調査票の設計、対象校の選定及び集計・分析の方法などについては、研究班での協議を重ねた。また集計後のデータに関する研究会と調査地での現地ヒアリングも行った。

### 2、調査研究における倫理面への配慮

- 1、小学生を対象にしたアンケートでは、学校に対し、事前に調査趣旨の説明を行い、学校名、個人名は公表しないことを伝えて、調査に同意いただいた場合にのみ実施し、研究対象者の権利を保護した。
- 2、学校へのヒアリングは、事前に書面にて調査趣旨及びヒアリング内容の説明を行い、同意を得て実施した。
- 3、調査票等の個人情報については、主任研究者研究室（放送大学）において保存し、期限到来後、機密書類破棄の手続きをとることとした。

## III. 結果

### 1、調査方法

本調査では、小学1年～6年生の全学年を対象として、平日2日（水曜日と木又は金曜日と土曜日の24時間の全生活時間の使い方と一緒にいた人を調べた。

調査対象は、地域特性の異なる3小学校の全児童とした。調査の方法は、各小学校の協力を得て、教室で児童に調査票を配布し、家庭に持ち帰り、保護者と共に記入してもらい、調査対象期



間後に学校で回収した。調査日は平日（水曜日、木曜日又は金曜日）及び土曜日の3日間とした。

調査の進め方としては、予め準備した調査票（24時間の時間の流れにそって、生活項目を記入する様式）の中に、実際にした生活行動の項目を書き入れてもらい、その行動の開始と終了を線で区切ることで、どの時間帯に何をどの位の時間量行ったかを調べた（調査票の一部を図表6として巻末に掲載した）。

## 2、調査結果

生活時間調査という大変面倒な調査であるにもかかわらず74.3%の回収率であった。これは、学校と保護者会等の協力体制によるものであった。さらに、全体として丁寧で正確な記述がなされており、自由記述欄の保護者からの声も好意的なものが多かった。以下に、「代表的な活動平均時間と行為者率」「放課後児童クラブ（学童保育）利用者の利用平均時間と利用率」「活動項目ごとに見た生活時間帯」を掲載する。

### 1） 代表的な活動平均時間と行為者率

図表1は、生活時間調査の結果を3校合計、学年別、曜日別に示している。

図表1 代表的な活動平均時間(時：分)

	睡眠時間	学校の時間	学校以外の学習時間	習い事時間	放課後児童クラブ利用時間	遊び時間 (外遊び、内遊び)	電子ゲーム	電話・携帯、メール	TV・PC インターネット
全学年平均	9:15	7:11	1:03	1:42	2:18	1:40	1:10	0:28	1:37
水曜日	9:08	7:05	1:05	1:12	2:16	0:57	0:53	0:26	1:12
木曜日	9:06	7:17	0:54	1:16	2:20	0:52	0:56	0:25	1:16
土曜日	9:33	—	1:15	2:35	—	2:57	1:35	0:40	2:22
平日	9:07	7:11	1:00	1:14	2:18	0:54	0:54	0:25	1:14
1年生	9:23	6:53	0:41	0:57	2:00	0:58	0:48	—	1:15
2年生	9:25	7:05	0:50	1:13	2:44	1:01	0:45	—	1:10
3年生	9:13	7:07	0:56	1:15	2:20	0:55	0:45	—	1:09
4年生	9:06	7:26	1:12	1:11	2:25	1:00	0:48	—	1:06
5年生	8:55	7:21	1:09	1:22	2:52	0:39	0:51	0:24	1:13
6年生	8:46	7:11	1:06	1:24	1:55	0:53	1:14	0:30	1:29
1～3年生	9:20	7:01	0:52	1:08	2:16	0:58	0:46	—	1:11
4～6年生	8:55	7:19	1:00	1:20	2:27	0:50	0:59	0:25	1:16

注) 睡眠時間と学校の時間以外は、その活動項目に関して行動している人の活動時間の平均値を示す

図表1からは、次のような子どもたちの生活が分かる。

睡眠時間は平均9時間15分であるが、平日より土曜日の方が30分近く長くなっている。又学年が上がるにつれて短くなる傾向がみられ、低学年9時間20分に対して、高学年8時間55分と35分の差がある。ただ、本調査では、就寝時刻と起床時刻から睡眠時間を計算しているため、実際に眠っている時間とは多少のズレが生じている可能性もあるかもしれない。

- ① 学校の時間は朝の会から帰りの会までのすべての時間が含まれている。ここでは放課後に学校で過ごす（校庭で遊ぶ、地域の人が指導するスポーツ活動等）は含まれていない。水曜日（7時間5分）より木曜日（7時間17分）の方が15分程長いことが分かる。
- ② 学校以外の学習の時間は、全学年平均1時間3分で、土曜日も含めて曜日差は少なく、学年差もあまり大きくない。4年生より6年生が若干短いのは、他の活動との関係であろうか。電子ゲームやテレビ・パソコン・インターネットの時間は、6年生が一番長いことと関係があるのかもしれない。
- ③ 遊び時間（外遊び、内遊び）は、全学年平均1時間40分であるが、平日は1時間弱で土曜日が2時間57分となっている。どの学年でも平日は1時間前後で、低学年の方が高学年より長い傾向がある。電子ゲームは、全学年平均1時間10分で、平日（53分）より土曜日（1時間35分）の方が長い。低学年と高学年の差は、6年生を除くとあまり大きくないことから、電子ゲームが小学生全体に浸透している状況を知ることが出来る。

尚、本調査で活動平均時間というのは、各項目に関して行動している人の活動時間の平均地である。この調査では、全ての調査対象者が睡眠と学校の時間にかかわっているが、他の項目についての行為者率は、図表2に示されるようになっている。

表図2 行為者率

	学校以外の学習時間	習い事時間	放課後児童クラブ利用時間	遊び時間 (外遊び、内遊び)	電子ゲーム時間	電話・携帯、メール時間	TV・PC・インターネット時間
全学年平均	82.0%	23.9%	8.0%	74.1%	41.2%	0.4%	84.5%
水曜日	92.6%	22.1%	11.8%	68.3%	37.8%	0.4%	82.3%
木曜日	92.1%	23.9%	11.8%	70.0%	37.7%	0.4%	81.8%
土曜日	60.3%	25.8%	0.0%	84.5%	48.4%	0.2%	89.7%
平日	92.3%	23.0%	11.8%	69.1%	37.7%	0.4%	82.1%
1年生	93.8%	24.4%	23.8%	73.1%	29.4%	0.0%	83.1%
2年生	89.5%	25.0%	13.7%	73.4%	30.6%	0.0%	80.6%
3年生	96.4%	31.4%	18.2%	64.2%	33.6%	0.0%	89.1%
4年生	93.7%	15.7%	11.9%	62.9%	34.0%	0.0%	78.6%
5年生	98.2%	22.0%	3.0%	65.5%	44.0%	1.8%	81.5%
6年生	82.1%	21.0%	1.9%	75.9%	53.1%	0.6%	79.6%
1～3年生	93.3%	26.8%	19.0%	70.3%	31.1%	0.0%	84.3%
4～6年生	91.4%	19.6%	5.5%	68.1%	43.8%	0.8%	80.0%

注) その活動項目に関して行動している人の数を示す。

行為者率が高いのは、テレビ・パソコン・インターネット時間（84.5%）、学校以外の学習時間（82.0%）及び遊び時間（外遊び、内遊び）（74.1%）である。電子ゲーム時間については41.2%であり、お稽古・習い事時間は23.9%となっている。テレビ・パソコン・インターネット時間の

行為者は学年による差はないが、平日より土曜日は高くなっている。電子ゲームの行為者率は1～3年生（31.1%）より4～6年生（43.8%）が高く、平日（37.7%）より土曜日（48.4%）が高くなっている。放課後児童クラブ利用率は全学年平均8.0%である。

このように行為者率が異なるという前提を踏まえて、平均活動時間をみる必要がある。つまり、当該活動をした人はどのくらいの時間を費やしているかという表示になっていることに留意しなければならない。これは、活動の書き落とし等による数字のゆがみを少なくするためにも避けられない方法である。

## 2) 放課後児童クラブ（学童保育）利用者の利用平均時間と利用率

対象校の学童保育利用率は8%である。男子（8.7%）が、女子（7.2%）より利用率が高い。

また曜日ごとにみると、平日は11.8%であるが、土曜日の利用者はいない。学年ごとでは1年生23.8%、2年生13.7%、3年生18.2%、4年生11.9%、5年生3.0%、6年生1.9%である。低学年の利用率19.0%が、高学年5.5%より高くなっていることが分かる。

図表3 学童保育利用者の利用平均時間と利用率

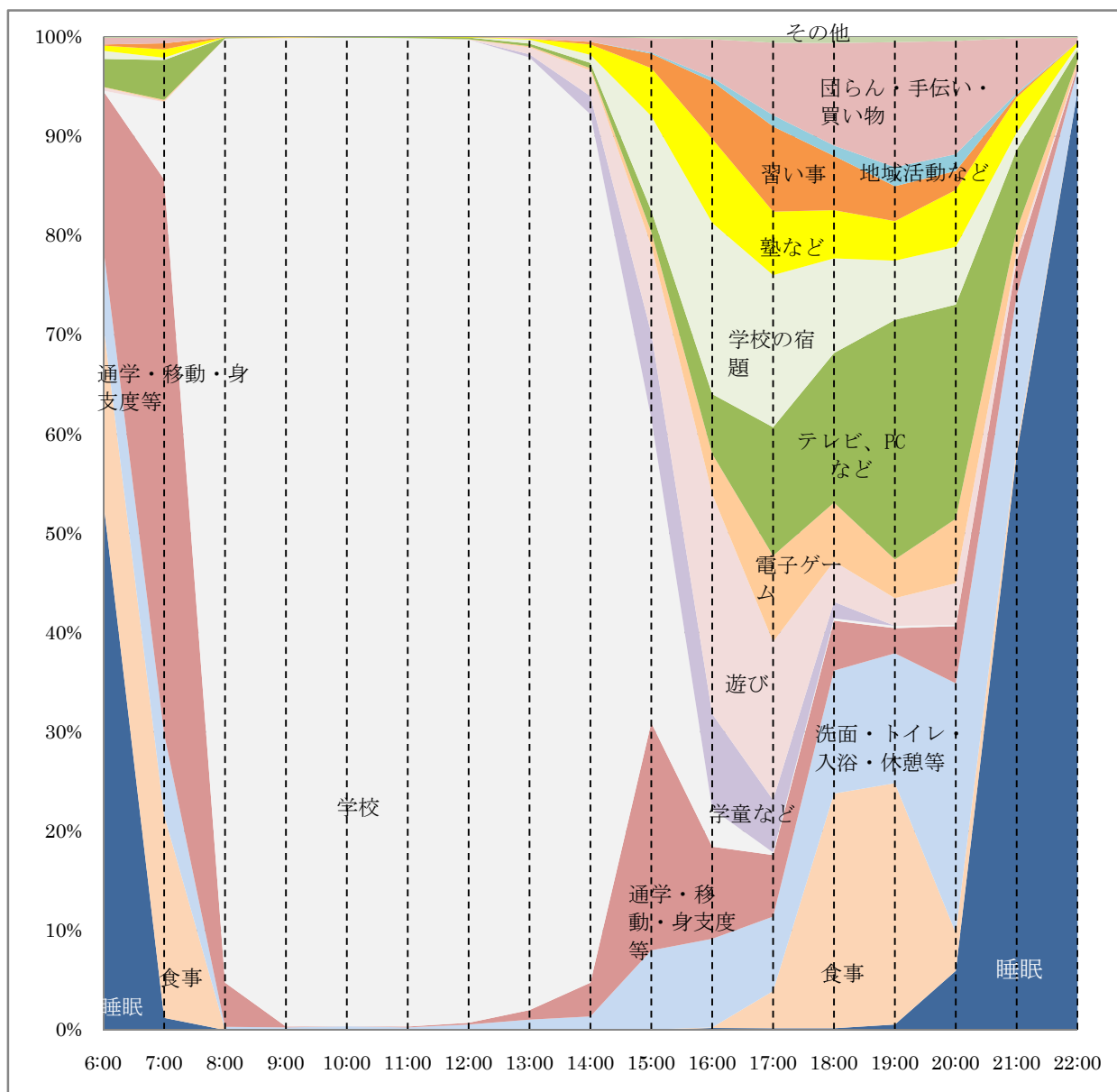
	男女計				男子				女子			
	回答数	学童利用	利用率	利用時間	回答数	学童利用	利用率	利用時間	回答数	学童利用	利用率	利用時間
全学年	1,352	108	8.0%	2:18	744	65	8.7%	2:27	586	42	7.2%	2:06
水曜日	458	54	11.8%	2:16	252	32	12.7%	2:26	198	21	10.6%	2:03
木曜日	456	54	11.8%	2:20	250	33	13.2%	2:27	198	21	10.6%	2:08
土曜日	438	0	0.0%	—	242	0	0.0%	—	190	0	0.0%	—
平日	914	108	11.8%	2:18	502	65	12.9%	2:27	396	42	10.6%	2:06
1年生	160	38	23.8%	2:00	84	18	21.4%	2:06	74	20	27.0%	1:54
2年生	124	17	13.7%	2:44	68	11	16.2%	2:40	52	6	11.5%	2:53
3年生	137	25	18.2%	2:20	79	15	19.0%	2:23	58	10	17.2%	2:16
4年生	159	19	11.9%	2:25	99	15	15.2%	2:35	58	4	6.9%	1:46
5年生	168	5	3.0%	2:52	84	4	4.8%	3:23	82	1	1.2%	0:50
6年生	162	3	1.9%	1:55	88	2	2.3%	1:53	72	1	1.4%	2:00
低学年	421	80	19.0%	2:16	231	44	19.0%	2:20	184	36	19.6%	2:10
高学年	489	27	5.5%	2:27	271	21	7.7%	2:40	212	6	2.8%	1:39

### 3) 活動項目ごとに見た生活時間帯

図表4では、一日の生活時間が示されている。

平日の起床時刻は6時台が多く、就寝時刻は21時までに50%を超えている。朝食時刻は6:30～7:00、夕食時刻は18時30分頃がピークである。放課後の時間、特に16:00～18:00は最も多様な過ごし方をしている(遊び、学校の宿題、テレビ、電子ゲーム、移動、習い事、塾、団らん、手伝い等)。18:00～20:30は主として家庭の時間が多い(食事、団らん、テレビ、ゲーム、洗面、入浴等)。

図表4 一日の生活時間 (平日 3校全体)



注) その時間帯に活動している生活時間の割合、総数：水曜日+木曜日 延べ914人

## IV. 考察

本調査研究では、調査結果を、子どもたちの活動項目別・時間帯別・一緒にいた人別に、どのような時間の使い方、時間分布が見られるか等について分析した。

分析は、以下の事項について行った。

- 活動項目ごとの記述と分析を行ったのは、一夕食、遊び時間（内遊び・外遊び、電子ゲーム）、学校以外の学習時間、地域で行うスポーツ文化活動、団らん、家の手伝い、習い事（スポーツ系習い事・芸術系習い事、回答の記述にみられたお稽古事と分類した記述も含む）、活動ごとに一緒にいた人（一人率）、である。

この中で、「子どものあそびについて（内遊び・外遊び、電子ゲーム）」は、節を設けて詳細に分析を行った。

- 生活時間自体については、「放課後の生活時間」と「生活時間の地域比較」について、節を設けて詳細な分析を行った。
- 「自由記述」については、記述者は89人（回答者全体の19.4%）であった。記述依頼の内容（資料8参照）と回収数から見て回答者の意見として一般化することはできないが実際に子どもの生活時間を調査した保護者の意見として調査結果を補完する意味があると考えて章を設けて概要を紹介した。
- これらの分析を通して、子どもの生活全体を概観した特徴を抽出した。

このうち、本概要版では、本調査研究の目的の一つである「放課後の時間」の分析の一部と、活動時間と行為者率の総括的考察、及び、子どもの生活全体を概観した特徴の記述を掲載する。

### 1. 放課後の時間

家庭での夕食の平均開始時刻が18時39分（土曜日は18時29分）からとなっていることから、「放課後の時間」は下校後から18時30分迄とした。

#### 1) 放課後の時間による差異

- ・遊びは、放課後の前半16時30分が24%、後半18時が6%と差異があった（以下、前半と後半の比較を24%～6%と記述）。17時30分頃を境にして遊びが大きく減少し、家庭での生活が増大している。
- ・塾や習い事は、下校直後から一定割合で始まっており、16時30分時点では16%で一番多くなっている。16時30分から18時までは16%～11%と緩やかに減少しているが、18時30分以後も続いている。
- ・電子ゲームとテレビ・PC等は、下校時から徐々に増加し、17時30分頃（20%）をピークに、その後18時30分まで同じ状態が続いている。電子ゲームは、17時30分頃が最大で10%程度となっている。
- ・団らん、手伝い、買い物等は、16時30分時点では5%、18時時点では12%と少数ではあるが下校直後から徐々に増加している。
- ・基本的な生活（通学・移動・身支度等を含む）は、下校後16時ころまでは通学が多く、その後は大きな変化はない。夕食は17時頃から始まっていて18時点で21%（18時30分では28%）となっている。

#### 2) 放課後の過ごし方の学年による差異

- ・遊びは16時30分時点では、低学年25%、高学年24%と差異がないが、これに放課後児

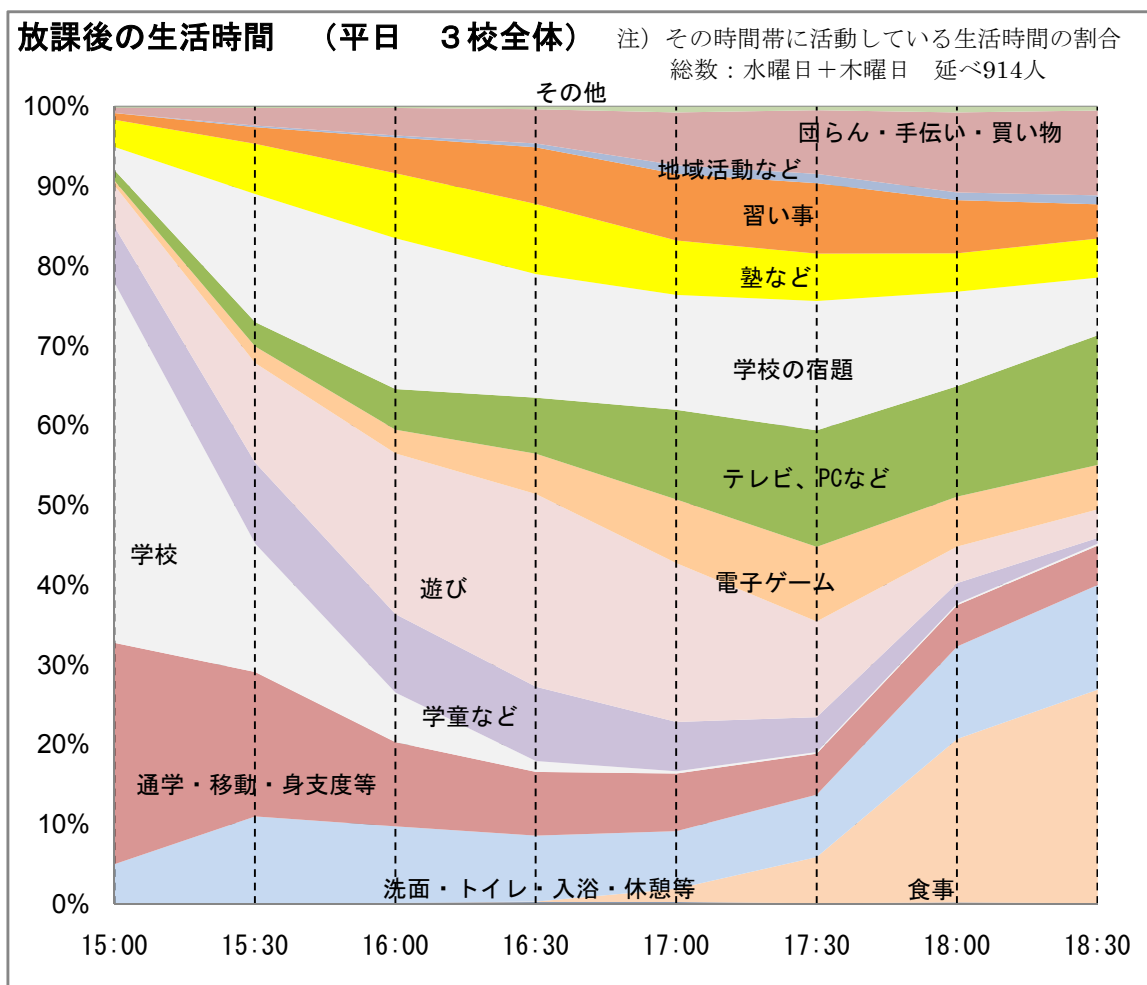
童クラブ（学童保育）を加えると低学年 40%、高学年 28%となる。

- ・宿題は 16 時 30 分、18 時共に高学年が 2～3 %高く、塾・習い事も同様に高学年の方が 2～4 %) 高くなっている。
- ・電子ゲーム、テレビ・PC 等は、学年による大きな差異は見られなかった。
- ・学童保育（放課後児童クラブ）は、学年による差異が大きい（16 時 30 分時点で、低学年 15%、高学年 3 %）。

### 3) 放課後の過ごし方の性別による差異

- ・遊びと基本的な生活（移動を含む）は女子と男子の大きな差異は見られなかった。
- ・電子ゲーム、テレビ・PC 等は男子（12%～21%）の方が女子（11%～18%）より割合が高かった。
- ・宿題、塾・習い事は、女子（宿題 17%～14%、塾・習い事 18%～12%）が、男子（宿題 15～12%、塾・習い事 16～11%）よりも割合が高かった。
- ・団らん、手伝い、買い物等も少数ではあるが、女子の比率が高い（女子 6 %～13%、男子 5 %～10%）。

図表 5 放課後の生活時間（平日 3 項全体）



## 2. 活動時間と行為者率の総括的考察

- 1) 全児童数の行為者率から見ると、子どもは放課後、①「テレビ・パソコン・インターネット」をしている者 84.5%、②「学校以外の学習時間」は 82.0%、③「遊び時間（外遊び・内遊び）」は 74.1 %、④「電子ゲーム」は 41.2%、⑤「稽古・習い事」は 23.9%等で過ごしており、日常的にテレビ等のメディアに触れている時間が多い。これは、平日約 82%・土曜日約 90%と平日・休日関係なく示されることである。さらに、高学年と低学年で比べてみても同様の傾向であった。
- 2) 代表的な活動の平均時間で見ると、①「稽古・習い事」1時間 42分、②「遊び時間（外遊び・内遊び）」1時間 40分、③「テレビ・パソコン・インターネット」1時間 37分、④「電子ゲーム」1時間 10分、他に「電話・携帯・メール」28分などとなっており、子どもの放課後の時間のうち相対的に、メディアやゲームが占める時間が多いことが分かる。また、児童クラブ利用児童は、平均2時間 18分を放課後児童クラブで過ごしている。
- 3) さらに、それらの活動時間は、土曜日の休日になると、①「稽古・習い事」2時間 35分、②「遊び時間（外遊び・内遊び）」2時間 57分、③「テレビ・パソコン・インターネット」2時間 22分、④「電子ゲーム」1時間 35分、他に「電話・携帯・メール」40分などとなり、かなりの時間の増加が見られた。これらのことを高学年と低学年で比べてみると、数ポイントであるが高学年の方が「電子ゲーム」「電話・携帯・メール」「テレビ・パソコン・インターネット」の時間が増え、「遊び時間（外遊び・内遊び）」の時間が減っていることが分かる。
- 4) 電子ゲームについては、遊び時間（外遊び）にも、ゲーム機を持って出て、学校の校庭や広場、児童館等で友だちと集まってしていることを目にする。従って、本調査での「遊びの時間」の中にも「電子ゲーム」での時間が含まれていると考えられ、子どもの遊びの中の「電子ゲーム」の占める割合は、多くなると思われる。
- 5) 放課後児童クラブの利用児童とそうでない児童を比べると、「遊び時間（外遊び・内遊び）」「電子ゲーム」「電話・携帯・メール」「テレビ・パソコン・インターネット」の活動の全てで、行為者率と活動の平均時間ともに、放課後児童クラブを利用していない児童の方が高かった。
- 6) 子どもの遊びの時間をとりあげてみると、平日の屋外遊び時間の平均は1時間 3分、それに対して「室内遊び・電子ゲーム・電話携帯メール・テレビ・パソコン・インターネット」の合計は3時間 2分であり、屋外遊びの3倍に及ぶことが分かった。子どもの遊びの傾向が室内に向いていると言える。土曜日の休日で見ると、屋外遊びの平均は2時間 30分、それに対して「室内遊び・電子ゲーム・電話携帯メール・テレビ・パソコン・インターネット」の合計は6時間 23分となり、休日の6時間 30分近くを室内で過ごす遊びに傾向が分かる。
- 7) 「それぞれの活動を誰と一緒にいたか」については、遊びの時間（屋外遊び・室内遊び）は「友だち」が最も多く、電子ゲームは、「一人で」が最も多かった。これは、ゲーム機を持ち歩き、個人の空いている時間など手軽に一人でゲームをやっている様子が見えてくる。中には、ゲーム機であっても通信ができる機能の者で、離れたところにいる他者と通信を利用したネットを介したゲームをしている児童も増えてきている。電子ゲームで遊ぶ児童には、こうした「一人で遊ぶ」または「ネット上の人と遊ぶ」という閉鎖的環境がうかがえる。また、電話・メール・テレビ・パソコン・インターネットは、「父・母・兄弟・姉妹」とが

一番多く、家庭の中の団らんの時間や、みんなと一緒にいる時間に多く行われていることが特徴である。

### 3、本調査結果からみた、子どもの生活時間全体の特徴

本調査結果からみた子どもの生活時間には、全体として次のような特徴が見られた。

- ① 起床時刻は早く、就寝時刻も早い。
- ② 学校以外の学習の時間の学年差、曜日差は少ない。
- ③ 遊び時間（外遊び、内遊び）については平日と土曜日の差が大きい。
- ④ 電子ゲームは、行為者率は平日 50%弱であるが活動時間は長く、低学年にも及んでいる。
- ⑤ 電子ゲームを一人でする者が多い。
- ⑥ テレビ・インターネットに関しては多くの者がかかわっている。
- ⑦ 習い事に関して、行為者率はあまり高くないが、活動時間は長い。
- ⑧ 地域でおこなうスポーツ文化活動への参加率は高くないが、放課後児童クラブ（学童保育）の利用者も参加している。
- ⑨ 団らん時間は、高学年と学童利用なしで長い傾向がある。
- ⑩ 家の手伝いをする者は少なく時間も短い。
- ⑪ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用者は5～6年生が少なく、1～4年生に多い。
- ⑫ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用の有無によって、遊び時間や家族とのかかわる時間に相違がある（学童保育利用者は学童保育以外での遊び時間、夕食、団らん、家の手伝い時間が短い等）
- ⑬ 放課後の時間のうち、16～18時が最も多様な使い方がされている。

以上のような子どもの生活時間が、子どもの生活にどのように影響を与えているかについては、今後更なる検討が必要である。本研究会では、「放課後の時間の在り方」「電子ゲーム等遊びの実態」「団らん、家の手伝い、夕食など家族との時間」「形式的睡眠時間と実質的睡眠時間」「放課後児童クラブ（学童保育）の利用の有無による生活時間の相違」「子どもの生活改善のためにどのような方向と方法が必要とされるか」等について研究員の集団討議による検討（報告書第5章第1節）を行って分析と問題提起を行っている。



## V. 結論

### 1、 先行研究で示されていること—松村・野中らの「平成 22 年度子どもの生活時間調査」(厚生労働科学研究)を中心に—

子どもの生活時間に関する先行研究は多くない。特に小学 1-6 年の全児童を対象にした包括的な生活時間調査は、「22 年度子どもの生活時間調査」(以下 22 年度調査と表記)だけであろう。ここでは、本調査のベースになった 22 年調査の概略を示しておきたい。

#### 1) 22 年度調査の概要

22 年度調査は、2013 年 1 月に大都市 A 自治体の 1 小学校で実施した。調査は、3 日間(平日 2 日と土曜日)の 24 時間の生活活動と一緒にいた人を本人(低学年は保護者が補助)が時間帯に沿って調査票に記入する方法をとった。学年別、男女別、学童保育利用の有無別などにも集計して、子どもたちの生活時間の実態を明らかにした。

#### 2) 22 年度調査の結果

調査結果については、厚生労働科学研究報告書(平成 22 年度及び平成 24 年度)に記載されているので、ここでは、主要な点だけを下記する。

- ・睡眠時間 9 時間 22 分、学校の時間 6 時間 3 分、学校以外の学習時間 1 時間 57 分(水曜日)と 2 時間 52 分(土曜日)、習い事の時間 2 時間 6 分、遊び時間 2 時間 8 分、テレビ・ラジオの視聴時間 1 時間 40 分である。
- ・生活時間帯は起床時刻 7 時 12 分、朝食開始時刻 7 時 30 分、夕食開始時刻 18 時 46 分、就寝時刻 21 時 36 分である。
- ・一緒にいた人は次の通りである。
  - ▷ 朝食はどの学年においても、父母・兄弟姉妹と一緒に食べている割合が最も多いが、一人で食べている者や祖父母と食べている者もいる。
  - ▷ 遊び(外遊び、室内遊びのみ—ここでは運動、ゲーム、テレビは除く)と一緒にした人は、低学年では兄弟姉妹と友人が一番多い。次いで父母と兄弟姉妹の順である。しかし、こういう遊びをしない者も相当数あり、6 年生では行為なしが 80% である。
- ・団らんは父母・兄弟姉妹と一緒に過ごしていることが多い。放課後児童クラブ(学童保育)の利用者は、非利用者より団らんをしない割合が高い。
- ・夕食と一緒にした人は父母と兄弟姉妹が最も多く、次いで兄弟姉妹のみの順である。平日の夕食を一人で食べている者がいるが、土曜日はいない。
- ・放課後児童クラブ(学童保育)の利用に関しては下記のような点が明らかになった。尚、対象校における学童保育利用者は低学年(1-3 年生)のみである。
  - ▷ 学童保育利用率は水曜日 26.7%、木または金曜日 30.7%、土曜日 9.5% である。
  - ▷ 学童保育利用時間は水曜日 3 時間 47 分、木または金曜日 2 時間 29 分、土曜日 7 時間 52 分である。
  - ▷ 学童保育利用者と非利用者の生活時間には次のような違いがみられる。

—就寝時刻は学童保育利用者の方が平日も土日も遅い傾向がある。

—家族との団らん・会話の行為者率は学童保育非利用者が高い。平均時間も非利用者の方が 2 倍弱の長さである。

—余暇時間(遊び、運動)については、学童保育利用者は在宅時間が短いこともあり、非利

用者よりも短い。

－自宅学習に関して、行為者率も学習時間も学童保育非利用者の方が2倍多い（水曜日、土曜日）

－学習系習い事、スポーツ系習い事共に学童保育利用者の行為者率は低い。

－芸術系習い事は曜日によって異なっている。平日は学童保育を利用している者が土曜日には学童保育を利用せずに習い事をしていることが推察できる。

## 2、本調査（25年度）からみた子どもの生活時間の特色

22年度調査は、大都市の文教地区の小学校を対象にしていたことや調査時期が1月であったこと等で、25年度調査の3小学校での調査結果とは異なるところもあった。しかし、22年度調査と25年度調査には共通する調査結果も多くみられる。

全体的にみると、22年調査結果では自宅での学習時間の長さや習い事の多さ等が顕著であった。25年度調査の地域比較でも示されているように、大都市になるほど起床、就寝、夕食の時刻等が遅い時間帯になっている。また、学童保育利用率も大都市部の方で利用率が高く、保育時間も長いという傾向がみられる。

お稽古事・習い事に関しても、首都圏大都市が最も多く、次いで関東小都市、東北小都市の順である。尚、電子ゲームについては、東北小都市の行為者が最も高く、ついで関東小都市、首都圏大都市の順になっている。しかし、平日の時間量でみると、電子ゲームも遊び時間（外遊び、内遊び）も首都圏大都市、関東小都市、東北小都市の順になっている。

上記のように、子どもの生活時間には居住地による相違もあるが、地域を越えて次のような子どもたちの生活時間の特色がみられる。

「子どもたちは早寝早起きをしている」

「学校以外の学習時間は曜日を問わず1時間程度である」

「電子ゲーム時間は、地域、学年、曜日にかかわらず長く、一人率も高い」

「家の手伝いをする者は少なく、時間も短い」

「一緒にいた人の割合が高いのは、食事や遊び（屋外、室内）、地域でおこなうスポーツ等、一人率が高いのは電子ゲーム、学校の宿題、塾、通信教育等である」

「学童保育利用者と非利用者は生活時間の使い方に相違がある」等。

ここでは、一部の例を挙げたが、このような子どもの生活時間をどう見ればよいのだろうか。たしかに、子どもたちの起床時刻と就寝時刻からは子どもの睡眠時間が確保されているように思えるが、これは実睡眠時間とは異なっているかもしれない。寝床についてもゲームをしていたりする場合は把握できていないからである。

また、学校以外の学習時間は個人差が大きいし、学習系習い事などを行っている子としていない子では学習の内実の差があるだろう。家の手伝いをしない子どもが多く、手伝い時間が短いことには留意しなければならない。

さらに、放課後児童クラブ（学童保育）の利用者と非利用者では、生活時間の使い方が違う。25年度調査の学童保育利用者（平日）は108名で、全児童中の8%であり、利用時間も2時間余であったが、いくつかの点で学童保育利用者と非利用者の間には相違がみられる。学童保育利用者は非利用者に比べて学校以外の学習時間、電子ゲーム、夕食及び団らん等の時間が短かった。同様のことが22年度調査にもみられたが、これは学童保育利用者の帰宅後の家庭滞在時間が短いことに原因があるの

か、あるいは別の要因が作用しているのかについての検討も必要であろう。

### 3、子どもの生活時間研究と今後の課題

子どもの生活時間については、教育学、社会学、家政学、社会福祉学をはじめとする多分野の研究者からの関心が高い。また、児童福祉の実践にあたる人や子どもの放課後を事業対象（塾、習い事、玩具販売）にする人なども興味をもっている。そこでいろいろな調査研究もおこなわれているが、調査対象が高学年以上であったり、特定の事項だけを質問する形式であったりして、包括的な生活時間の状況は把握されていない状況であった。

本調査研究では、小学1～6年生を対象としたアンケート調査により、余暇・学習・食事・睡眠等24時間の生活時間の使い方と一緒にいた人を調べることで、子どもの生活時間の実態を明らかにすることができた。対象校が3校と限られていること等によるデータの制約はあるかもしれないが22年度調査と比較しても類似のいくつかの特徴ある生活時間の傾向を知ることができた。

子どもの放課後の時間は、下校後夕食までの時間と、夕食から就寝までの時間に大別できるが、特に前半の時間の使い方は多様性に富んでいる。後半の家庭中心の時間は活動項目としては共通性が高いが、時間の質量には大きな差があると思われる。

どの時代にも放課後の時間に培われることが多かった「子どもが自分で考えて行動できる時間」「基礎体力を蓄え、日常生活のルールを覚える時間」「心身のリフレッシュをはかり、自分らしさを作る時間」を現在の子どもたちはどう獲得することができるだろうか。

本研究において入手できたデータのさらなる解析を進めることにより、子どもたちの生活時間の問題点と課題を浮き彫りにしていくことが本研究チームには課せられている。同時に、この研究から得られた結果をさまざまところで活用して頂きたいと願っている。さらに今後、子どもの生活時間調査が全国規模で実施され、その成果を踏まえて、子どもの生活支援の為の政策と実践が、子どもの現状に即した形で、子どもの立場に立って展開されることを期待したい。

**図表 6 (巻末資料)**

調査票のうち、木曜日・土曜日の表と自由記述欄は省略した。

## 「子どもの生活時間」についての調査（抜粋）

この調査は、子どもの生活時間の質の向上を目的として、実施するものです。

記入の仕方をお読み頂き、3日間のお子様の生活時間の使い方と一緒にいた人についてご記入下さい。

お忙しいところ恐縮ですが、時間調査へのご協力を、どうぞよろしくお願い致します。

〔問い合わせ先〕 〒261-8586

千葉県美浜区若葉 2-11 放送大学 松村研究室

E-mail : sa0707ma@ouj.ac.jp

松村 祥子 放送大学教授

野中 賢治 (財) 児童健全育成推進財団企画調査室長

記入が終わりましたら、この調査用紙が入っていた封筒に入れて封をして、  
月 日 ( ) までにお子様を持たせて、担任の先生にお渡しください。

### ■ 記入の仕方 ■

1. 調査期間は1週間のうち3日です。調査票は、**水曜日**、**木曜日**、**土曜日**用に分かれています。初めに記入日と曜日を記入して下さい。
2. お子様とご一緒にご記入下さい。お子様の学年・性別、記入者とお子様との続柄をご記入下さい。  
(お子様が記入される場合は、記入者を「本人」として下さい。)
  - ・3年生までは、保護者が直接ご記入するようにお願いします。
  - ・4年生以上は、お子様が記入し保護者の方が確認する方法でも結構です。
3. 調査日の午前0時から夜中の12時までの24時間を、お子様の生活を記入例にならって、具体的にご記入下さい。生活活動は「**記入する項目**」のようにさまざまあります。できるだけ活動内容が分かるようにご記入下さい。
4. 特に以下の事柄を落とさぬようにして下さい。
  - ・ 日付、学年、性別、記入者
  - ・ 起床時刻
  - ・ 就寝時刻 (夜中の12時を過ぎた場合は、就寝時刻を余白にご記入下さい。)
  - ・ 食事時間
  - ・ 活動と活動の間の移動時間も区別してご記入下さい。
  - ・ 余暇、自由時間は行動の例をみて、出来るだけ具体的にご記入下さい。

《記入例》 ここは時間を示すために正確をお願いします。 記入者（ 母 ）

	午前6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
活動の内容	睡眠	身支度	朝食	トイレ	登校準備	通学	学校
一緒にいた人	1	1	2, 3	1	1	3	5, 7

↑下の（一緒にいた人の分類）より選び番号を記入して下さい。

記入する項目	行動の例	大きな分類	
睡眠	寝る	生理的生活時間	
朝食、昼食、夕食、おやつ	食事、軽食		
手洗い・うがい・トイレ等	身体のケア		
入浴	お風呂に入る、ドライヤー		
休憩	身体を休める、昼寝、ごろごろする		
医者にかかる、自分の傷病の手当	医療		
学校	朝の会、授業、休み時間、クラブ、委員会活動、帰りの会	学校ですごす	
放課後に学校で過ごす	校庭で遊ぶ、地域の人が指導するスポーツ活動等	放課後児童クラブ	
放課後児童クラブ、学童保育、育成室	放課後児童クラブ、学童保育、育成室等		
児童館	放課後児童クラブ以外での利用	児童館	
図書館等公共施設	図書館、体育館、公民館の利用	その他の公共施設	
通学	登校、下校	移動	
移動（通学以外）	遊び、買い物、習い事等への移動時間		
屋外での遊び	公園や広場で遊ぶ、運動的遊び	遊び（学校以外）	
室内での遊び	自分や友達の家で遊ぶ、カードゲームで遊ぶ、工作等		
電子ゲーム	テレビゲーム、携帯ゲーム、オンラインゲーム		
電話・携帯、メール等	携帯電話やメール等でのコミュニケーション		
テレビ等の視聴、パソコン、インターネット検索等	テレビ、録画したもの、DVD等、勉強以外のパソコン利用		
学校の宿題	学校の宿題、予習、復習		学習
塾、英会話、そろばん等	塾など学習の為の教室		
塾などの宿題	学校の学習以外の宿題等		
通信教育	通信教育による家庭学習		
読書	単行本、マンガ、新聞、事典等		習い事
スポーツ系習い事の名称	スイミング、サッカー、空手、ダンス等		
芸術系習い事の名称	ピアノ、書道等		
習い事の練習	ピアノの練習、スポーツ系習い事の練習等	その他	
地域で行うスポーツ・文化活動等	地域の人が指導するスポーツ・文化活動等		
団らん	家族と話す		
家の手伝い	食事の支度、おつかい、掃除など		
買い物	買い物をする		
ペットと過ごす	ペットと過ごす、ペットの世話		
身支度、登校準備	着替え、身のまわりの片付け、登校準備等		
上記以外の項目を具体的に	どれにも当てはまらないもの		

（一緒にいた人の分類）

1. 一人で	2. 父・母と	3. 兄弟・姉妹と
4. 祖父母など他の家族と	5. 友だちと	6. 近所の大人と
7. 学校の先生と	8. 放課後児童クラブなどの指導員と	9. その他（習い事の先生など）

**水曜日**についてお答えください。(木・土は省略)

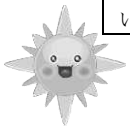
記入者 ( )

年 月 日 (水) お子様の学年 ( 年生) お子様の性別 (男・女)



	午前0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時
活動の内容							
一緒にいた人							

	午前6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
活動の内容							
一緒にいた人							



	午後0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時
活動の内容							
一緒にいた人							

	午後6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
活動の内容							
一緒にいた人							

# 子育て支援交付金について

事業名	実施要件
地方独自の子育て支援推進事業 (平成24年度より一般財源化)	<p>本事業は、市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業の部分</li><li>② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充の部分</li><li>③ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業（※）</li></ul> <p>※<u>小学校低学年児童の受入れ</u> <u>小学校低学年児童（1年生から3年生程度）の児童を一時保育の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保を図る。</u></p>